

⑨教育現場における差別事件

教育現場における差別事件は毎年あとを絶たず、生徒による差別発言、賤称語の落書きの事件が報告されている。本書で紹介しているのは長野県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、高知県、福岡県の事件であるが、それに加えて大阪府でも差別落書き・差別発言が報告されている。

学校側がひき起こした事件では、兵庫県にある兵庫大学で興信所の身元調査を容認する発言を行っていたというケースが報告がされている。事件は、二〇〇四年一〇月一七日と三十一日の兵庫大学教育懇談会で、大学教職員と学生の保護者が参加して「就職状況に関する説明」が行われた際に、学生センター事務部長が「ご父母へのお願い」として九項目をあげ、そのなかに「ご近所づきあいは大丈夫ですか？」というものがあり、「企業によっては興信所を使って調べることもあるかもしれませんが。近所に聞かれることもあります」とのみ説明したものである。兵庫県連との学習会のなかで、身元調査がひき起こす部落差別の現実の認識と人権感覚のなさが指摘されており、人権教育を基本に据えた授業や学内外の取り組みが求められている。

一昨年度（二〇〇四）版で紹介した代々木ゼミナール講師による部落差別発言事件に関しては、その後の事実糾明のなかで、部落差別発言を行った講師だけでなく、他の講師の講義でも部落差別にからむ差別講義が多発しており、さらに今回の差別事件が発覚しながら、これまで一八〇〇人の職員に対して一度も研修を行っていなかったことも判明している。

また、これも一昨年度版で紹介した「大阪歯科大学教授選考に関わる差別文書事件」では、第三回糾弾会の席上、同大学の理事長が「これまで同和について一切取り組んでこなかったわけではない」「ここにいるみんな（理事長以外の大学関係者）は知らないと思うが」としたうえで「以前に大学に同和の関係の教授がいて大問題になったことがある」などと発言、会場は一時騒然となった。紹介した事件とは別の差別事件の可能性も出てきており、大阪府連では大学の調査文書を待って今後の対応を決めるとしており、同大学の体質があらためて浮き彫りされている。